

政令第八十八号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令等の一部を改正する政令

内閣は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第三十七号）の一部の施行に伴い、並びに容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成七年法律第百十二号）第三十七条第二項、特定家庭用機器再商品化法（平成十年法律第九十七号）第四十九条第三項及び使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成十四年法律第八十七号）第七十七条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

第一条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）の一部を次のように改正する。

第四条第二号中「ヌ」を「ル」に改める。

第四条の六（見出しを含む）中「第七条第五項第四号ハ」を「第七条第五項第四号ニ」に改める。

第四条の七（見出しを含む）中「第七条第五項第四号へ、リ及びヌ」を「第七条第五項第四号ト、ヌ及びル」に改める。

第二条 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行令の一部改正

第九号の二を次のように改正する。

第九号第二号イを次のように改める。

イ、心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として主務省令で定める者又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

第三条 特定家庭用機器再商品化法施行令（平成十年政令第三百七十八号）の一部を次のように改正する。

第四条第二号イを次のように改める。

イ、心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として主務省令で定める者又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

（使用済自動車の再資源化等に関する法律施行令の一部改正）

第四条 使用済自動車の再資源化等に関する法律施行令（平成十四年政令第三百八十九号）の一部を次のように改正する。

第十六条第二号イを次のように改める。

イ、心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として主務省令で定める者又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

附則

この政令は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から施行する。

経済産業大臣臨時代理

国務大臣 茂木 敏充

環境大臣 原田 義昭

内閣総理大臣臨時代理

国務大臣 麻生 太郎

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令等の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

令和元年九月六日

内閣総理大臣臨時代理

国務大臣 麻生 太郎